

基本目標2 気候変動に対するさらなる取組の強化

近年は、電力の固定価格買取制度や排出量取引*、補助金制度など、環境価値に経済的なメリットを導入する取組も進められています。

区民・事業者が環境活動を実践することで、経済的なインセンティブ*が付与され、経済の活性化につながるなど、環境に配慮した取組が社会的・経済的に評価される仕組みの構築を目指します。

◆ 葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

基本目標2の基本施策4及び基本施策5を「葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置付けています。

「葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」とは、葛飾区の実情に応じた温室効果ガス排出量削減の取組を、総合的かつ計画的に推進するため、目標とともに区民、事業者及び葛飾区が各々の役割に応じて取り組むべき対策を示しているものです。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」によって、葛飾区を含む中核市未満の市区町村において策定し、実施するように努めるものとされています。

◆ 葛飾区気候変動適応計画

基本目標2の基本施策6を「葛飾区気候変動適応計画」と位置付けています。

気候変動対策としては、省エネルギー対策等により温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、既に現れている、あるいは中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止める「適応策」があります。

本計画によって、気候変動の影響を回避・軽減するための「適応策」を推進していきます。

基本施策4 脱炭素社会を実現するスマートシティの推進

(1) 再生可能エネルギーへの利用転換の拡大

◆かつしかエコ助成金による再生可能エネルギーの普及（環境課）

地球温暖化防止に向けて、環境にやさしいエネルギーである太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進を図るため、創エネ設備などを導入する区民・事業者などに対し、その費用の一部を助成しています。

（かつしかエコ助成金の要件や金額等をまとめた一覧はP131～132に掲載）

○令和5年度の助成実績

助成項目（件）	個人住宅	集合住宅	事業所
太陽光発電システム	379	0	7
蓄電池	547	0	6

◆再生可能エネルギー電力の普及（環境課）

〈電力リバースオークションの活用〉

- 電力リバースオークション※を活用し、区役所庁舎及びスポーツ施設に再生可能エネルギー100%の電力を導入しています。

※ 売電気事業者が他社の入札価格が見える状態で、一定期間何度でも再入札が可能にせり下げ方式のオークションで、再エネ電力を簡単に、そして調達価格の抑制が期待できる無料サービス。

〈首都圏再エネ共同購入プロジェクト〉

- 首都圏の自治体とも連携して事業者向けに「首都圏再エネ共同購入プロジェクト※」を実施し、再生可能エネルギー電力の普及を促進しています。

※ 再エネ電力の利用を希望する首都圏の事業者（法人・個人事業主）の皆様を募り、電力リバースオークションを活用し、まとめて入札を行うプロジェクト。再生可能エネルギー電力をより低価格で調達できるメリットなどがある。

(2) 水素エネルギーの普及拡大

◆かつしかエコ助成金による水素エネルギーの普及（環境課）

地球温暖化防止に向けて、二酸化炭素を排出しない水素を活用した設備などを導入する区民・事業者などに対し、その費用の一部を助成しています。

○令和5年度の助成実績

助成項目（件）	個人住宅	集合住宅	事業所
家庭用燃料電池 （エネファーム）	37	—	0
燃料電池自動車 （FCV）	0	—	0

（3）住宅など建築物のエネルギーの高効率化

◆かつしかエコ助成金による建築物のエネルギーの高効率化（環境課）

地球温暖化防止に向けて、建築物エネルギーの高効率化に向けた設備などを導入する区民・事業者などに対し、その費用の一部を助成しています。

○令和5年度の助成実績

助成項目（件）	個人住宅	集合住宅	事業所
高反射率塗装	329	22	6
断熱改修	108	0	2
高断熱住宅	88	—	—

（4）家庭・事業所における省エネ機器等の導入促進

◆かつしかエコ助成金による省エネ機器等の普及（環境課）

地球温暖化防止に向けて、省エネに配慮した設備などを導入する区民・事業者などに対し、その費用の一部を助成しています。

○令和5年度の助成実績

助成項目（件）	個人住宅	集合住宅	事業所
LED 照明機器	19	31	45
空調機器改修	—	—	52
省エネ設備 （ボイラーなど）	—	—	3

◆環境配慮設備の導入支援（地球環境保全融資制度）（産業経済課）

この制度は公害防止や地球温暖化対策を推進するため、区内事業者が公害防止設備の

導入や地球にやさしいエネルギー利用を目的とした自動車購入、省エネ機器の設置に要する資金に対して、区が取扱金融機関に融資をあっせんし、利子と信用保証料の一部を補助するものです。

平成 26 年度からは葛飾区中小企業融資制度（産業経済課）に統合しましたが、引き続き環境配慮設備の導入支援を行っていきます。

○融資利用実績

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	融資金額(千円)	件数	融資金額(千円)	件数	融資金額(千円)	件数
公害防止設備資金	430	1	1,180	1	14,000	1
環境・省エネルギー対策資金	71,240	12	26,550	7	71,100	10
合 計	71,670	13	27,730	8	85,100	11

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	融資金額(千円)	件数	融資金額(千円)	件数	融資金額(千円)	件数
公害防止設備資金	0	0	0	0	0	0
環境・省エネルギー対策資金	8,200	3	0	0	2,000	1
合 計	8,200	3	0	0	2,000	1

	令和5年度	
	融資金額(千円)	件数
公害防止設備資金	27,430	2
環境・省エネルギー対策資金	27,800	6
合 計	55,230	8

(5) 徒歩や自転車で移動できる環境に配慮したまちづくり

◆循環バス等の導入（交通政策課）

循環バスの導入や企業送迎車両の空席を活用した事業の実施、地域乗合ワゴンさくらの運行を実施することで、移動の利便性向上を目指しています。

あわせて、公共交通の ZEV（Zero Emission Vehicle）化など、環境負荷に配慮するほか、自動運転等の先進技術の進展を踏まえながら活用を検討していきます。

◆グリーンスローモビリティ（交通政策課）

「グリーンスローモビリティ」とは、時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称です。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決と併せ、低炭素化の実現が期待されます。

現在、東立石地区をモデル地区として『グリーンスローモビリティを用いた地域主体交通』の導入検討を進めており、令和 5 年 10 月から実証運行を行っています。

◆サイクル&バスライド（交通政策課）

「サイクル&バスライド」とは、バス停の近くにバス利用者用の自転車駐輪場を整備することにより、バスの利便性向上を図る取組です。

バス停が遠いなど、これまでバスを利用しなかった人の利用を促進し、自動車から低炭素な公共交通機関であるバスへの利用転換が期待できます。

整備箇所

整備年度	名 称	所在地	バス停	駐輪台数
平成 29 年度	「亀有新道」 バス利用者用自転車駐輪場	白鳥 4-12 番先	亀有新道、 亀有新道入口	12 台 程度
	「水元小学校」 バス利用者兼用自転車駐輪場	東水元 4-4-7 ※小合上町児童遊園駐輪場と兼用	水元小学校	11 台 程度
平成 30 年度	「大場川水門」 バス利用者用自転車駐輪場	西水元 4-6 番先	大場川水門	8 台 程度
	「水元五丁目」 バス利用者用自転車駐輪場	東水元 6-1 番先	水元五丁目	10 台 程度
令和 元年度	「葛飾車庫」 バス利用者用自転車駐輪場	西水元 1-1 ※東武バスセントラル葛飾車庫内	葛飾車庫	9 台 程度
	「奥戸運動場」 バス利用者用自転車駐輪場	奥戸 7-19 番先	奥戸運動場	7 台 程度
	「細田三丁目」 バス利用者用自転車駐輪場	細田 1-16 番先	細田三丁目	7 台 程度
令和 2 年度	「桜土手（水元公園）」 バス利用者用自転車駐輪場	東金町 5-53 番先	桜土手	10 台 程度
	「東新小岩四丁目」 バス利用者用自転車駐輪場	東新小岩 2-7 番先	東新小岩四丁目	5 台 程度

令和 3年度	「水元総合スポーツ センター」 バス利用者兼用自転車駐輪場	水元 1-23-1 番先 ※水元総合スポーツセンター公園 駐輪場と兼用	水元総合スポー ツセンター	8台 程度
令和 4年度	「青戸車庫」 バス利用者用自転車駐輪場	白鳥 1-9 番地先	青戸車庫	15台 程度
令和 5年度	「堀切四季のみち 新小岩方面」 バス利用者用自転車 駐輪場	堀切 3-36 番	堀切中学校	5台程 度
	「堀切四季のみち 綾瀬方面」バス利用者 用自転車駐輪場	堀切 1-41 番地先	堀切中学校	4台程 度

◆シェアサイクル事業（交通政策課）

シェアサイクルとは、一定の地域内に複数配置されたサイクルポートで自由に貸出・返却をすることができる自転車シェアリングシステムのことです。借りたポートとは異なるポートで返却することができます。

区内における移動の利便性や回遊性の向上、自家用車から自転車への交通手段の転換による環境にやさしいまちづくりに向けて、自転車をいつでも借りたり返したりできるシェアサイクルの普及を促進します。

※サイクルポートとは、施設等に設置された、自転車の貸出・返却を行う無人の駐輪施設のことです。

（6）次世代自動車（ZEV）の普及促進

◆かつしかエコ助成金による次世代自動車の普及（環境課）

次世代自動車とも呼ばれる ZEV は、走行時に二酸化炭素を排出しない、あるいは排出を抑えた環境にやさしい自動車のことです。代表例として、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）が挙げられます。

地球温暖化防止に向けて、電気自動車等の次世代自動車を導入する区民・事業者などに對し、その費用の一部を助成しています。

○令和5年度の助成実績

助成項目（件）	個人住宅	集合住宅	事業所
電気自動車・プラグインハイブリッド車・燃料電池自動車	328	—	53

基本施策5 脱炭素に向けたライフスタイルの推進

(1) エネルギー使用量等温室効果ガス排出量の見える化

◆省エネナビ・ワットチェッカーの貸し出し（環境課）

エネルギー使用量の「見える化」を図り、エコライフに役立てるため、省エネナビおよびワットチェッカーを購入し、希望する区民に無料で貸し出しを行います。

「省エネナビ」とは、電気使用量やCO₂排出量などを自動計測し、リアルタイムでデータを表示できる計測器です。現在の電気使用量や料金などが表示されるので、家庭での節電につながり、電気代の節約にも活用することができます。また、「ワットチェッカー」は家電製品ごとに電力消費量などを表示できる計測器です。



省エネナビ

◆かつしかエコ助成金の活用によるエネルギーの見直し（環境課）

地球温暖化防止に向けて、エネルギー使用量を管理できる設備などを導入する区民に対し、その費用の一部を助成しています。

（かつしかエコ助成金の要件や金額等をまとめた一覧はP131～132）

○令和5年度の助成実績

助成項目（件）	個人住宅	集合住宅	事業所
ホームエネルギー マネジメントシステム （HEMS）	192	—	—

(2) エネルギー利用や消費者行動の見直しによる環境行動

◆かつしかエコ助成金による宅配ボックスへの助成（環境課）

再配達によって発生する配達用自動車からのCO₂排出量を削減するため、令和6年1月から宅配ボックスを導入する際の費用の一部の助成を開始しました。

○令和5年度の助成実績

助成項目（件）	個人住宅	集合住宅	事業所
宅配ボックス （申請件数）	0 (20)	0 (34)	0 (0)

◆かつしかエコ宣言（環境課）

かつしか環境・緑化フェアなどの環境イベントを主な機会と捉え、区民に普段の暮らしの中で省エネ・省資源などに取り組むことを宣言してもらいます。

◆エコチャレンジ認定制度（環境課）

省エネ・省資源などに取り組むことを宣言した区民の中で、取組と環境家計簿などの成果を報告した家庭を認定します。

◆エコマスター認定制度（環境課）

「エコチャレンジ」の参加者の中で、継続してエコライフに取り組み、優れた成果があった家庭について、エコマスターとして認定します。

◆エコライフガイドライン（環境課）

エコライフを推進する小冊子「暮らしをまるごと省エネに！～やってみよう！エコライフ」を作成し、エコチャレンジ認定世帯や、環境イベントの際に配布することにより、区民の環境行動を推進します。

◆グリーン購入の推進（環境課）

区が物品等の調達並びに使用及び廃棄する際に、配慮すべき事項を定めることで、環境への負荷ができる限り少ない物品等の調達並びに適切な使用及び廃棄を推進します。ひいては地球及び地球環境への負荷の低減を図ります。

◆COOL CHOICE（クールチョイス）宣言（環境課）

「COOL CHOICE」とは、温室効果ガスの排出量削減のため、省エネ・低炭素型の製品への買い換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという、国民運動のことです。

区は、このCOOL CHOICEへの賛同を宣言するとともに、区民や事業者の誰もが実践できる「かつしか版COOL CHOICE」の取組を葛飾区地球温暖化対策地域協議会と協働して、推進しています。

※国は、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に促すため、これまで推進してきた「COOL CHOICE」に替えて、2023年12月からは「脱炭素につながる新しい豊かな

暮らしを創る国民運動」いわゆるデコ活を推進しています。

現在、区はこのデコ活への賛同を宣言するとともに、区民や事業者の誰もが実践できる「かつしか版デコ活」の取組を葛飾区地球温暖化対策地域協議会と協働して推進しています。

デコ活とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため推進している国民運動です。二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動と生活を組み合わせた新しい言葉です。

～2023年12月25日

2023年12月26日～



未来の
ために、
いま選ぼう。



かつしか版 COOL CHOICE 取組（家庭）

種 類	取組内容	具体例・効果など
省エネ行動	クールビズ・ウォームビズを心がけよう	エアコンの暖房設定温度を冬は21℃から20℃、夏は27℃から28℃にした場合 40kg-CO2/年削減
住宅の省エネ	緑と一緒に暮らそう (緑のカーテン、植木、観葉植物など)	緑のカーテン、植木、観葉植物など 緑のカーテン設置後で約4%の電気使用量削減
交通手段の省エネ	外出時はなるべく公共交通機関や自転車を利用しよう	月に1回、20kmの移動を車から電車にすると 70kg-CO2/年削減
ごみ減量・省資源化	かつしかルールでごみ減量 (3つの「きり」、雑紙は分別して資源に)	「水きり」「食べきり」「使いきり」の3つの「きり」で生ごみ削減、雑紙は分別して資源に 1日50gの水きりをした場合 50kg-CO2/年削減 月に1kgの雑紙を燃やさず資源回収に出した場合 2.3kg-CO2/年削減

かつしか版 COOL CHOICE 取組（事業者）

種 類	取組内容	具体例・効果など
省エネ行動	必要な場所のみ点灯しよう	オフィスの照明で約40%の削減
建物・機器の省エネ	緑を利用して省エネ事業所	緑のカーテン、植木、観葉植物、屋上・壁面緑化など 緑のカーテン設置後で約4%の電気使用量削減
交通手段の省エネ	通勤は自転車・公共交通機関を使おう	毎日、10kmの通勤を車から電車にすると、1,100kg-CO2/年の削減
ごみ減量・省資源化	紙資源は大切に使う	会議資料のデータ化・共有化、社内資料は裏紙・再生紙等を利用 A4コピー用紙1日50枚減らした場合 45kg-CO2/年削減

かつしか版 デコ活 取組

かつしか版「デコ活宣言」	具体例・効果など
温度・湿度計を活用して無駄な電力を減らそう	<p>【具体例】</p> 湿度に応じて適正な暖房・冷房温度を設定することで、体感温度は変わらずに無理のない省エネに取り組むことができ、熱中症の予防にもつながる。 <p>【効果】</p> エアコンの暖房設定温度を冬は21℃から20℃、夏は27℃から28℃にした場合 40kg-CO2/年削減

(3) 事業者における環境マネジメントの推進

◆エコアクション21及びグリーン経営認証の認証取得費助成金（環境課）

エコアクション21及びグリーン経営認証の認証取得を支援するため、新規または更新取得者に対して助成制度を実施しています。（更新取得費は平成30年度から助成開始）

① エコアクション21

環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づく、環境に配慮した経営促進を図る中小事業者のための認証・登録制度です。区では、認証・登録に必要な経費の一部を助成しています。（補助率2分の1、限度額8万円）

② グリーン経営認証

国土交通省および交通エコロジー・モビリティ財団が作成した「グリーン経営推進マニュアル」に基づく、環境に配慮した経営に取り組む運輸事業者のための認証・登録を行う制度です。区では、認証・登録に必要な経費の一部を助成しています。（補助率2分の1、限度額8万円）

○エコアクション21およびグリーン経営認証の認証取得支援件数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
エコアクション	新規	0	1	1	0	0

21	更新	11	7	4	5	5
グリーン経営 認証	新規	0	0	0	0	0
	更新	15	9	6	6	9

※更新取得費は平成 30 年度から助成開始

- ◆かつしかエコ助成金による省エネ機器等の導入促進（環境課）（P38 に掲載）
- ◆環境配慮設備の導入支援（地球環境保全融資制度）（産業経済課）（P39 に掲載）

（４）葛飾区役所における環境行動

◆環境行動計画の推進（環境課）

区は、区内最大規模の事業者として、区の事務・事業の実施における温室効果ガス排出削減を進めるために、「葛飾区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（計画期間：令和 4（2022）年度～令和 12（2030）年度）に基づき、率先して気候変動対策に取り組んできました。

令和 4 年度における区の温室効果ガス総排出量は、以下の表のとおり、基準年度（平成 25 年度）比で 25.7%減でした。

	令和 5 年度			計画目標	
	排出量	構成比	基準年度比	令和 8 年度	令和 12 年度
				基準年度比	基準年度比
区における温室効果ガス排出状況	23,678.4t	100.0%	△25.4%	△41%	△51%
照明や機械、冷暖房などでの電気の 使用によるもの	17110.5t	72.2%	△35.7%		
冷暖房や厨房などでの都市ガスの 使用によるもの	6141.5t	25.9%	30.3%		
公用車の使用によるもの	286.9t	1.2%	△25.3%		
その他の暖房用燃料の使用などによる もの	139.9t	0.5%	404.4%		

※ 数値は四捨五入のため、総数と内訳が合わない場合があります。

また、「葛飾区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」中の一項目に、省エネルギー対策として推進している「施設整備・改修計画」を組み込んで実施しています。

◆区施設への太陽光発電システムの設置（環境課）

区では、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用促進を図るため、区施設などへの太陽光発電システムの設置を進めています。

また、一部の施設に設置した大型の太陽光発電システムは、蓄電池も備えており、災害時に停電が発生した場合でも、一定期間電力を供給できる仕組みになっています。

○区施設への太陽光発電システムの設置実績

年度	設置した区施設
平成 17 年度	いいつか集い交流館
平成 18 年度	金町小学校
平成 19 年度	木根川小学校
平成 20 年度	亀有中学校、区役所総合庁舎
平成 21 年度	小学校 6 校（梅田小学校ほか）、中学校 5 校（青戸中学校ほか） 南綾瀬地区センター、鎌倉図書館、観光文化センター、文化会館
平成 22 年度	堀切地区センター、テクノプラザかつしか、 かつしかエコライフプラザ、葛飾区保健所
平成 23 年度	四つ木保育園、東金町地区センター
平成 24 年度	新宿 6 丁目防災倉庫
平成 25 年度	小学校 5 校（青戸小学校ほか）、シニア活動支援センター
平成 26 年度	双葉保育園
平成 27 年度	水元体育館
平成 28 年度	奥戸中学校
平成 29 年度	上千葉小学校
令和元年度	子ども未来プラザ鎌倉、小松中学校
令和 2 年度	本田中学校
令和 3 年度	にこわ新小岩
令和 4 年度	西小菅小学校、高砂小学校・高砂中学校
令和 5 年度	子ども未来プラザ東四つ木、児童相談所・一時保護所

◆区施設への再生可能エネルギー電力の導入（環境課）

葛飾区では、2050 年に温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を実質ゼロとする「ゼロエミッションかつしか」の実現を目指しており、この高い目標を達成するため、再生可能

エネルギー電力の利用促進を図っています。

本区として、令和 12（2030）年度までに調達電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする中期目標を定め、令和 4 年度から区有施設において再生可能エネルギー 100%の電力を順次導入しています。

《導入施設》

- ・葛飾区役所本庁舎
- ・指定管理者が管理するスポーツ施設

◆葛飾区環境配慮指針の運用（省エネ改修など）（環境課）

区は、平成 22 年 3 月に「環境に配慮したまちづくり」を進めるため、公園・道路を含むすべての区有施設の整備において、区独自の環境性能基準を定めた「葛飾区環境配慮指針」を策定しました。

本指針は、「計画・設計」、「施工」、「管理・運用」の各段階において、エネルギー使用の合理化や資源の適正利用、自然環境・生活環境の保全を図るとともに、緑化、有害物質対策、環境負荷の少ない製品の使用など、直接または間接的な環境負荷をできるかぎり低減し、周辺環境、景観との調和、生態系などに配慮して、まちづくりを進めることを目的としています。

区は本指針を的確に運用し、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）上の削減目標である「中長期的に見てエネルギー消費原単位を年平均 1%以上削減」を達成するため、公共施設の省エネ改修を計画的に進めています。

平成 24 年 3 月には、民間建築物の省エネ化による家庭・業務部門の CO2 削減のため、「葛飾区民間建築物環境配慮ガイドライン」を作成し、延べ床面積 5,000 m²以下の建築物を対象とした、計画段階、施工段階、維持管理段階すべてにおける環境配慮について対策をまとめました。

◆区施設における ZEB の標準化の推進（環境課・営繕課）

区では、新築や改築の際には、設計段階で省エネ性能を明確にし、省エネルギー性能が高い ZEB の標準化を進めています。改修についても、ZEB 化を目指して施設の省エネ性能を高める検討を進めています。

令和 4 年 12 月に区施設で初めて改築を進めている新清掃事務所で ZEB Ready 認証を取得しました。

◆区における電気自動車および低公害車の導入（環境課）

区では、計画的に公用車を低公害車（電気自動車やハイブリッド車など）に転換しています。

公用車を購入する際は、電気自動車・燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車・ハイブリッド車、特定低公害・低燃費車を優先的に検討し、環境への負荷がより少ない車を積極的に導入するよう努めています。

〈電気自動車〉



〈燃料電池自動車〉



〈ハイブリッド車〉



◆廃食用油再生利用促進事業（環境課）

平成 27 年度からは回収業者が回収した廃食用油を環境にやさしいバイオディーゼル燃料に精製し、公用車 1 台に使用しています。（事業内容については P19 掲載）

基本施策6 気候変動適応策の強化

(1) 洪水など災害に強いまちづくりの推進

◆雨水貯留槽の設置（調整課・環境課）

① 区施設での雨水貯留浸透

雨水の流出を抑制して都市型洪水の発生を防止するため、学校の校庭や公園、水路跡を利用した雨水の一時貯留施設の設置、透水性舗装の施工や浸透トレンチ*などの浸透施設の設置を進めています。

○雨水貯留浸透施設（令和6年3月31日現在）

貯留施設	貯留池槽	7 箇所
	地下貯留管	77.8 m
	貯留水路（暗渠）	3,143 m
浸透施設 （公園、国、都を含む）	浸透ます*	257 箇所
	浸透地下埋管	5,344.9 m
	透水性舗装*	360,810 m ²

② 民間施設での雨水貯留浸透

葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱に該当する建物、300 m²以上の敷地に建築する場合または葛飾区宅地開発指導要綱に該当する場合には、雨水の流出抑制を図るため、雨水貯留・浸透施設の設置に努めるよう、事業者に指導しています。

○雨水貯留浸透施設の申請件数（令和5年度）

貯留施設	貯留槽	24 箇所
浸透施設	浸透ます	199 箇所
	浸透地下埋管	653.59 m
	透水性舗装	4,636.34 m ²

③ 区施設での雨水貯水槽の設置

雨水利用の普及を進めるため、区では、公共施設への雨水利用設備の設置を積極的に行い、率先して取り組んでいます。

大規模雨水利用施設は、令和6年3月現在で42施設あります。

◆雨水貯水槽の展示等普及啓発（環境課）

毎年6月の環境月間に、区役所や地区センターで環境に関するパネルとともに、雨水貯

水槽の実物展示を行い、普及啓発に努めています。また、雨水に関する区民向けの環境学習講座を開催し、雨水再利用の普及啓発を推進しています。

◆中高層集合住宅等建設事業者への行政指導（環境課）

都市水害を防止するとともに資源としての雨水を有効活用していくことを目的に、平成8年度に「葛飾区雨水利用及び雨水貯留浸透推進指針」を定め、区有施設や公的機関の施設はもとより、「民間が設置する施設への雨水利用設備の普及に努める」こととしています。

区内に中高層集合住宅の建設を計画している業者の方々へ、この指針の趣旨を理解いただき、雨水利用への協力をお願いしています。貯水容量については、集水面積や用途、住宅の規模などにより決定されています。

◆区施設での雨水利用（環境課）

地区センターや区内の特別養護老人ホーム、小・中学校などでは、敷地内に降った雨を貯める大型の貯水槽を備え、トイレの洗浄水などに利用しています。

また、堀切二丁目公園などの防災活動拠点となる区内の公園には、雨水貯水槽を設置し、災害時の防火用や仮設トイレの洗浄水として利用できるようにしています。

◆地下貯水槽の増設（地域防災担当課）

雨水貯留槽及び防災井戸の設置により、災害時の生活用水などとしての水の確保に努めます。

名 称	容量	名 称	容量
堀切二丁目公園	20 t・井戸	にいじゅくプレイパーク	20 t
青戸平和公園	40 t	本田公園	20 t
わかば公園	20 t	本田第二公園	20 t
四つ木四丁目公園	20 t・井戸	東立石緑地公園	40 t
細田公園	20 t	まんだら公園	20 t
水元中央公園	80 t	白鳥南公園	20 t
水元飯塚公園	20 t	亀有中川堤公園	40 t
高砂七丁目公園	20 t	四つ木つばさ公園	20 t
金町末広公園	20 t	中道公園	20 t
小谷野しょうぶ児童遊園	40 t	亀有公園	20 t
金町ときわ公園	20 t	木根川中央公園	40 t
青葉公園	20 t	青戸六丁目さくら公園	井戸

南綾瀬中央公園	20 t	奥戸四丁目落公園	井戸
奥戸二丁目公園	20 t	東新小岩二丁目かがやき公園	井戸
西新小岩公園	20 t	奥戸一丁目鬼塚公園	井戸
上千葉公園	20 t	白ゆり公園	井戸
渋江公園	20 t × 2	四つ木二丁目わんぱく公園	井戸
東四つ木公園	20 t		

雨水貯留槽 計 29 か所 計 780 t 防災井戸 計 8 か所

◆防災活動拠点の整備（地域防災担当課）

防災活動拠点は、地域の情報収集・伝達や防災資器材を活用した消火、救出・救助活動などの地域防災活動の拠点となるほか、避難生活は免れた場合であっても、ライフラインの長期停止による生活を支援するため、地域住民やボランティアなどによる炊き出し活動などに活用する拠点として整備を進めています。

	名 称		名 称
平成 10 年度	堀切二丁目公園	平成 18 年度	にいじゅくプレイパーク
	わかば公園	平成 19 年度	東立石緑地公園
	青戸平和公園		本田第二公園(※1)
平成 11 年度	四つ木四丁目公園(※4)	平成 20 年度	まんだら公園
	細田公園	平成 21 年度	白鳥南公園
	水元中央公園(※3)	平成 22 年度	亀有中川堤公園
平成 12 年度	高砂北公園	平成 24 年度	中道公園
	水元飯塚公園		四つ木つばさ公園
平成 13 年度	高砂七丁目公園	平成 25 年度	亀有公園
	金町末広公園	平成 27 年度	木根川中央公園
	小谷野しょうぶ児童遊園		西新小岩五丁目公園
平成 14 年度	金町ときわ公園	平成 29 年度	青戸六丁目さくら公園(※2)
平成 15 年度	青葉公園		水元スポーツセンター公園(※3)
平成 16 年度	南綾瀬中央公園	平成 30 年度	青戸七丁目共和公園(※2)
	奥戸二丁目公園		奥戸四丁目落公園
	西新小岩公園		東新小岩二丁目かがやき公園
平成 17 年度	上千葉公園	令和 2 年度	奥戸一丁目鬼塚公園
	いづか公園	令和 5 年度	白ゆり公園

平成 18 年度	本田公園(※1)		四つ木二丁目わんぱく公園
	東四つ木公園		
	渋江公園		

(※1) (※2)2 か所で 1 か所の拠点とする

(※3)水元中央公園は水元スポーツセンター公園に名称変更し、2 か所で 1 か所の拠点とする

(※4)四つ木四丁目公園は、令和6年 12 月 2 日に閉園する。

合計：37 か所

◆細街路拡幅整備事業（住環境整備課）

建築基準法第 42 条第 2 項に基づき、葛飾区長が指定した幅員 4m 未満の道路など（細街路）に接する敷地の建築物の建替え時などの前に、区が現地において道路中心線の表示を行い、建築主および関係権利者と立会いをして、中心位置についての確認を行っています。その上で、この中心線から水平距離 2m までの後退整備方法などの協議を行い、その後の建築工事の進捗状況に合わせて、区が直接、拡幅整備工事を実施します。

建築主などの協力を得ながら細街路の拡幅整備を行うことで、住環境の向上を図るとともに、災害時の避難経路や消火活動としての空間を確保することにより、地域の防災性を高めていきます。

	年度別細街路整備延長(m)	細街路整備延長累計(m)	年度別整備率 (%)	整備率累計 (%)	備 考
昭和 62～ 平成 23 年度		80,990		31.39	
平成 24 年度	2,553	83,543	0.99	32.38	
平成 25 年度	2,965	86,508	1.15	33.53	
平成 26 年度	2,847	89,355	1.10	34.63	
平成 27 年度	3,132	92,487	1.21	35.84	
平成 28 年度	3,116	95,603	1.21	37.05	
平成 29 年度	2,519	98,122	0.98	38.03	
平成 30 年度	2,467	100,589	0.96	38.99	
令和元年度	2,442	103,031	0.95	39.94	
令和 2 年度	2,548	105,579	0.99	40.93	
令和 3 年度	2,211	107,790	0.96	41.79	
令和 4 年度	1,971	109,761	0.76	42.54	
令和 5 年度	2,075	111,836	0.80	43.34	令和 6 年 3 月末現在

<整備事例>



整備前



整備後

◆民間建築物耐震診断・改修事業（建築課）

地震による住宅等建築物の被害を軽減し、災害時の活動拠点や避難経路を確保するために、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修工事の設計・耐震改修工事及び建替えなどに要する費用の一部を助成しています。（マンション耐震アドバイザーは平成 27 年度から、また木造住宅の耐震診断は令和元年度から、単価契約による無料派遣となっています。）

年度	実							績													計							
	木造						小計 (木造)	非木造			マンション			シ ェ ル タ ー	一般沿道					特定沿道					ア ド バ イ ザ ー			
	診 断	設 計	改 修	建 替 え	除 却	設 計 改 修		診 断	設 計	改 修	診 断	設 計	改 修		診 断	設 計	改 修	建 替 え	除 却	診 断		設 計	改 修	建 替 え		除 却		
H14	10	—	—	—	—	—	10	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
H15	20	—	—	—	—	—	20	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20
H16	33	—	—	—	—	—	33	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33
H17	80	—	1	1	—	—	82	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	82
H18	71	—	8	4	—	—	83	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	84
H19	79	—	10	2	—	—	91	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	91
H20	46	—	3	3	—	—	52	0	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54
H21	47	9	3	1	—	—	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	60
H22	52	12	11	4	—	—	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0	79
H23	226	22	17	7	—	—	272	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0	277
H24	410	67	45	15	20	—	557	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	568
H25	362	62	73	81	72	—	650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	660
H26	325	26	32	126	70	—	579	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	593
H27	435	42	51	163	98	—	789	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	807
H28	489	38	33	145	121	—	826	0	0	1	0	0	1	6	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	841
H29	360	20	25	176	149	—	730	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	732
H30	412	31	23	150	185	—	801	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	803
H31/R1	476	20	23	133	194	—	846	0	0	0	0	2	1	0	2	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	852
R2	405	13	13	130	155	—	716	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	719
R3	396	14	15	130	163	—	718	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	720
R4	317	3	5	134	131	9	599	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	600
R5	305	0	0	79	147	8	539	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	540
累計	5,356	379	391	1,484	1,505	17	9,132	4	1	1	4	4	3	18	3	0	0	0	0	0	23	10	8	1	5	9	9,226	

◆ハザードマップの作成（危機管理課）

水防法（昭和24年6月4日法律第193号）の規定により、河川管理者が示す浸水想定区域ごとに、水害時の避難場所などについて区民に周知するため、ハザードマップを作成し、配布しています。

ハザードマップ作成の経緯

平成16年：新潟・福井・福島で豪雨による死者が発生

平成17年：水防法が改正され、市区町村に浸水リスクを住民に周知する義務が発生

平成19年：荒川洪水ハザードマップを全戸配付

平成20年：江戸川洪水ハザードマップを全戸配付

平成21年：中川・綾瀬川ハザードマップを全戸配付

平成27年：水防法が改正され、市区町村は想定最大規模の浸水想定に基づき、ハザードマップを作成・改定した

令和2年：ハザードマップを全面的に見直し、「葛飾区水害ハザードマップ」を全戸配布

令和4年：新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、分散避難について新たに記載

ハザードマップ作成の目的（周知内容）

- ① 「災害発生前にしっかり勉強する場面」を想定し、様々な災害の発生要因や状況に応じた情報収集方法等を記載する
- ② 「災害時に緊急的に確認する場面」を想定し、避難行動が一目で分かるような記載をする

（2）暑さに対する適応

◆緑のカーテン*普及事業（環境課）

「緑のカーテン」は、屋内に強い日差しによる熱が入るのを防ぐため、夏の節電対策として有効だけでなく、屋内での熱中症を防ぐ取組（暑さに対する適応策）としても有効です。区民向けに緑のカーテン作り方講習会を開催することで、緑に親しむ機会をつくとともに、気候変動適応策の普及に努めています。

○緑のカーテン作り方講習会実施状況

年度	実施日	曜日	実施会場	参加者数	備考
R4	5月21日	土	金町地区センター	16	合計参加者 92人
	5月21日	土	堀切地区センター	16	
	5月22日	日	青戸地区センター	16	
	5月22日	日	高砂地区センター	14	
	6月12日	日	環境・緑化フェア	30	
R5	5月26日	土	金町地区センター	14	合計参加者 81人
	5月26日	土	亀有地区センター	14	
	5月27日	日	青戸地区センター	17	
	5月27日	日	新小岩地区センター	10	
	6月11日	日	環境・緑化フェア	26	

※和3年度は新型コロナウイルス感染症防止のため中止。

◆屋上・壁面緑化の助成（環境課）

建築物の屋上や壁面を緑化することは、日射や外気の熱が建物内に直接伝わりにくくなることから、冷暖房の省エネルギー効果があります。また、屋上や外壁に蓄えられる熱を軽減し、植物の蒸散作用がまわりの熱を奪うため、ヒートアイランド現象の緩和にも役立ちます。

このようなことから、区では、環境負荷を低減したまちづくりの一つとして、建物上の緑化を推進しており、区内の建築物の屋上や壁面に新たに緑化を行う場合、経費の一部を補助しています。

○屋上・壁面緑化の助成実績

	屋上緑化 (㎡)	壁面緑化 (㎡)
令和3年度	0	9
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0

◆生垣造成補助金制度（環境課）

緑の生垣は、環境負荷を低減したまちづくりの一つとして、ヒートアイランド対策に役立ちます。また、街並みにうるおいをつくり、火災の延焼を防ぎ、ブロック塀のような倒壊の危険も少なく、災害時の避難路の確保がしやすいなど防災効果も高いことが知られています。

○生垣造成およびブロック塀等解体延長の実績

	生垣造成の延長 (m)	ブロック塀等解体の延長 (m)
令和3年度	11	4
令和4年度	63	57
令和5年度	0	0

◆一時涼み所の設置（高齢者支援課）

区では、高齢者の熱中症を予防するため、真夏日・猛暑日に外出する時の一時的な休憩場所として、区内の公共施設のほか、ご協力をいただいている民間事業所のスペースを「一時涼み所」として開設しています（計 146 か所：公共施設 59 か所、民間事業所 87 か所）。

令和5年度に一時涼み所を開設した公共施設は以下のとおりです。

○令和5年度「一時涼み所」設置実績

施設区分（数）	施設名
総合庁舎（1）	葛飾区総合庁舎
地区センター（19）	青戸地区センター、奥戸地区センター、お花茶屋地区センター、亀有地区センター、柴又地区センター、新小岩地区センター、高砂地区センター、四つ木地区センター、立石地区センター、新宿地区センター、西水元地区センター、金町地区センター、東金町地区センター、新小岩北地区センター、東立石地区センター、東四つ木地区センター、堀切地区センター、南綾瀬地区センター、水元地区センター
憩い交流館（16）	青戸中央憩い交流館、西奥戸憩い交流館、東奥戸憩い交流館、未広憩い交流館、鎌倉憩い交流館、小菅憩い交流館、柴又憩い交流館、白鳥憩い交流館、宝町憩い交流館、新宿憩い交流館、中道憩い交流館、砂原憩い交流館、たつみ憩い交流館、東金町憩い交流館、堀切憩い交流館、水元憩い交流館
学び交流館（3）	亀有学び交流館、柴又学び交流館、水元学び交流館
図書館（13）	青戸地区図書館、奥戸地区図書館、お花茶屋図書館、中央図書館、鎌倉図書館、亀有図書館、こすげ地区図書館、立石図書館、にいじゅく地区図書館、西水元地区図書館、上小松図書館、水元図書館、四つ木地区図書館

保健所（１）	健康プラザかつしか
シニア活動支援センター（１）	シニア活動支援センター
地域福祉・障害者センター（１）	ウェルピアかつしか
スポーツセンター（２）	奥戸総合スポーツセンター、水元総合スポーツセンター
勤労福祉会館（１）	立石地区センター別館（勤労福祉会館併設）
伝統産業館（１）	葛飾区伝統産業館

（３）健康への影響に関する取組

◆熱中症予防の普及啓発（青戸保健センター）

広報やホームページ、SNS 等により、区民の熱中症に対する、関心を高め、予防知識を普及啓発し、発症を予防します。

また、チラシなどを活用し、乳幼児等のハイリスク者に、各事業を通して予防活動が取れるように働きかけています。